

令和5年度

国民健康保険税率が変更になります

国民健康保険の税率については、平成29年度から据え置きとしておりましたが、年々続く国保加入者の減少、医療費等の増加により税収でまかなうべき財源が不足していること、また資産割の廃止による配分調整のため、税率の改定を行うことになりました。

税率等		令和4年度	令和5年度
医療分	所得割	7.10%	8.50%
	資産割	29.00%	廃止
	均等割	23,500円	26,000円
	平等割	19,000円	24,000円
	賦課限度額	650,000円	650,000円
後期高齢者 支援分	所得割	3.14%	3.15%
	資産割	6.00%	廃止
	均等割	9,300円	10,000円
	平等割	7,000円	9,000円
	賦課限度額	200,000円	220,000円
介護分	所得割	3.00%	3.20%
	資産割	8.00%	廃止
	均等割	13,000円	13,000円
	平等割	7,000円	7,000円
	賦課限度額	170,000円	170,000円

国民健康保険に関する届出はお早めに！

保険税は届出をした月からではなく、国保に加入する資格を得た月から納めます。国保に加入、またはやめる場合は、14日以内に 藤里町町民課 健康推進係 に届出をしてください。

国保に加入するとき

- ほかの市区町村から転入してきたとき
(職場の健康保険などに加入していない場合)
- 職場の健康保険などをやめたとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

国保をやめるとき

- ほかの市区町村に転出するとき
- 職場の健康保険などに加入したとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受けるようになったとき

【お問い合わせ先】 藤里町税務会計課 税務会計係
藤里町町民課 健康推進係

☎ 0185-79-2113

内線 154
内線 134